

矢作川総合第二期地区
北部幹線併設水路附帯施設等実施設計業務

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備考
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(土地の立入り等) 第1-4条</p> <p>(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、矢作川総合第二期地区の工事实施に利用するため北部幹線併設水路における附帯施設等の実施設計及び補足設計等を行うものである。</p> <p>本業務の対象となる位置は、愛知県豊田市地内であり、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。</p> <p>2 第三者照査の企業に要求される資格</p> <p>(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。</p> <p>(2) 令和7・8年度競争参加審査申請の定期受付において、申請を行い受理されている者で、東海農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)一般競争(指名競争)参加資格のうち「A等級」の認定を令和7年4月1日時点において受けていること。</p> <p>(3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。</p> <p>(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>①資本関係 ア 親会社と子会社の関係にある イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある</p> <p>②人的関係 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている</p> <p>3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格</p> <p>第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。</p> <p>(1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者</p>	

項 目	内 容	備考
<p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-6条</p> <p>(一般事項) 第1-7条</p>	<p>(2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者</p> <p>4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第5-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書(設)第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査項目 a) ~ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 4 業務成果物のミス、不備等 <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項として、受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p>	

項 目	内 容	備考																																
<p>(管理技術者) 第1-8条</p> <p>(照査技術者) 第1-9条</p> <p>(担当技術者) 第1-10条</p> <p>(技術者情報の登録) 第1-11条</p>	<p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="491 309 1329 595"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td> <td rowspan="2">総合技術監理</td> <td>農業-農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td> <td>農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="491 846 1329 1133"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td> <td rowspan="2">総合技術監理</td> <td>農業-農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td> <td>農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書を含めて提出するものとする。</p> <p>3 共通仕様書第1-7条第4項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計計画検討段階 (2) 施工計画検討段階 (3) 成果品とりまとめ段階 <p>4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p> <p>担当技術者は、共通仕様書(設)第1-8条によるものとする。</p> <p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。 	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木	農業-農業農村工学	農業	農業土木	農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木		資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木	農業-農業農村工学	農業	農業土木	農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目																																
技術士	総合技術監理	農業-農業土木																																
		農業-農業農村工学																																
	農業	農業土木																																
		農業農村工学																																
博士	農学																																	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木																																	
資 格	技術部門	選択科目																																
技術士	総合技術監理	農業-農業土木																																
		農業-農業農村工学																																
	農業	農業土木																																
		農業農村工学																																
博士	農学																																	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木																																	

項 目	内 容	備考																																
(保険加入) 第1-12条 第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条 (設計条件) 第2-2条 (貸与資料等) 第2-3条	<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示される保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>設計の基本事項に関しては、共通仕様書第2-1条によるほか、次の技術基準等を優先して適用するものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="459 636 1339 1077"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発 行 所</th> <th>制定 (改訂) 年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>土地改良事業計画設計基準設計「ポンプ場」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> <td>令和元年9月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>土地改良事業計画設計基準設計「パイプライン」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> <td>令和3年6月</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>土地改良事業計画設計基準設計「水路工」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> <td>平成26年3月</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>土地改良事業計画設計基準設計「水路トンネル」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> <td>平成26年7月</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> <td>平成27年5月</td> </tr> </tbody> </table> <p>設計作業における設計条件は、次のとおりである。</p> <p>北部幹線水路 延長 15.8 km 設計流量 6.89 m³/s</p> <p>豊田幹線水路 延長 6.0km 設計流量 0.52m³/s</p> <p>北部幹線併設水路 延長 5.8 km 設計流量 3.82 m³/s</p> <p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料がある場合には監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="464 1554 1294 1704"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>貸 与 資 料</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現況資料</td> <td>矢作川総合事業誌</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書(案)</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月	1	土地改良事業計画設計基準設計「ポンプ場」	(社) 農業農村工学会	令和元年9月	2	土地改良事業計画設計基準設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会	令和3年6月	3	土地改良事業計画設計基準設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	平成26年3月	4	土地改良事業計画設計基準設計「水路トンネル」	(社) 農業農村工学会	平成26年7月	5	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社) 農業農村工学会	平成27年5月	分 類	貸 与 資 料	数 量	現況資料	矢作川総合事業誌	1式	国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書(案)	1式	
番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月																															
1	土地改良事業計画設計基準設計「ポンプ場」	(社) 農業農村工学会	令和元年9月																															
2	土地改良事業計画設計基準設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会	令和3年6月																															
3	土地改良事業計画設計基準設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	平成26年3月																															
4	土地改良事業計画設計基準設計「水路トンネル」	(社) 農業農村工学会	平成26年7月																															
5	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社) 農業農村工学会	平成27年5月																															
分 類	貸 与 資 料	数 量																																
現況資料	矢作川総合事業誌	1式																																
	国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書(案)	1式																																

項 目	内 容		備考
(貸与資料の取扱い) 第2-4条	業務報告書	平成27年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路路線計画策定業務	1式
		平成28年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路他地質調査業務	1式
		平成28年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路等基本構想検討業務	1式
		平成29年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路地質調査その2業務	1式
		平成29年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路測量業務	1式
		平成30年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路基本・実施設計業務	1式
		令和元年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路実施設計その2業務	1式
		令和元年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路サイホン部実施設計 業務	1式
		令和2年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路附帯工基本・補足設 計他業務	1式
		令和3年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路附帯工実施設計他業 務	1式
		令和3年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分水工補足設計他業 務	1式
		令和4年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分流工実施設計業務	1式
		令和5年度 矢作川総合第二期地区 北部地域水管理システム実施設計業務	1式
		令和5年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路合流工ほか実施設計 業務	1式
		令和6年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分流工ほか仮設計画 検討業務	1式
<p>第2-3条及び共通仕様書に示す図書等の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p>			

項 目	内 容	備考																																				
第3章 業務内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙-1「作業項目内訳表」に示すものとする。 <作業項目表></p> <table border="1" data-bbox="464 344 1331 779"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 344 1082 383">作 業 項 目</th> <th data-bbox="1082 344 1217 383">数 量</th> <th data-bbox="1217 344 1331 383">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 383 1082 421">・分流工補足設計</td> <td data-bbox="1082 383 1217 421">1式</td> <td data-bbox="1217 383 1331 421"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 421 1082 459">・併設水路サイホン工補足設計 (パイプライン)</td> <td data-bbox="1082 421 1217 459">1式</td> <td data-bbox="1217 421 1331 459"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 459 1082 497">・飯野川放水路補足設計</td> <td data-bbox="1082 459 1217 497">1式</td> <td data-bbox="1217 459 1331 497"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 497 1082 535">・飯野川放水工補足設計</td> <td data-bbox="1082 497 1217 535">1式</td> <td data-bbox="1217 497 1331 535"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 535 1082 573">・飯野B分水工補足設計</td> <td data-bbox="1082 535 1217 573">1式</td> <td data-bbox="1217 535 1331 573"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 573 1082 611">・西中山B分水工補足設計</td> <td data-bbox="1082 573 1217 611">1式</td> <td data-bbox="1217 573 1331 611"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 611 1082 649">・西B分水工接続水路補足設計</td> <td data-bbox="1082 611 1217 649">1式</td> <td data-bbox="1217 611 1331 649"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 649 1082 687">・舞木B分水工実施設計</td> <td data-bbox="1082 649 1217 687">1式</td> <td data-bbox="1217 649 1331 687"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 687 1082 725">・合流工流量調整弁補足設計</td> <td data-bbox="1082 687 1217 725">1式</td> <td data-bbox="1217 687 1331 725"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 725 1082 763">・猿田分水工代替施設基本設計</td> <td data-bbox="1082 725 1217 763">1式</td> <td data-bbox="1217 725 1331 763"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 763 1082 779">・その他</td> <td data-bbox="1082 763 1217 779">1式</td> <td data-bbox="1217 763 1331 779"></td> </tr> </tbody> </table>	作 業 項 目	数 量	備 考	・分流工補足設計	1式		・併設水路サイホン工補足設計 (パイプライン)	1式		・飯野川放水路補足設計	1式		・飯野川放水工補足設計	1式		・飯野B分水工補足設計	1式		・西中山B分水工補足設計	1式		・西B分水工接続水路補足設計	1式		・舞木B分水工実施設計	1式		・合流工流量調整弁補足設計	1式		・猿田分水工代替施設基本設計	1式		・その他	1式		
作 業 項 目	数 量	備 考																																				
・分流工補足設計	1式																																					
・併設水路サイホン工補足設計 (パイプライン)	1式																																					
・飯野川放水路補足設計	1式																																					
・飯野川放水工補足設計	1式																																					
・飯野B分水工補足設計	1式																																					
・西中山B分水工補足設計	1式																																					
・西B分水工接続水路補足設計	1式																																					
・舞木B分水工実施設計	1式																																					
・合流工流量調整弁補足設計	1式																																					
・猿田分水工代替施設基本設計	1式																																					
・その他	1式																																					
(作業の留意点) 第3-2条	<p>設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本業務の成果品(案)については、令和8年1月末までに事前提出し、監督職員の確認を受けるものとする。 2 設計に当たっては、整備される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 3 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 4 第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 5 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 6 作業に必要な地元及び関係機関との調整等は、監督職員と十分打合せするものとする。 7 計算結果等の取りまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるよう留意する。 8 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 (2) 新技術情報システム(NETIS)については、 http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 9 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 																																					

項 目	内 容	備考
<p>(業務の成果品質確保対策) 第3-3条</p>	<p>・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。</p> <p>10 公開用成果品の作成について、個人情報等の公開すべきでない情報は、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として作成すること。</p> <p>契約後業務着手時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>1 業務確認会議 業務着手時に管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。</p> <p>(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。</p> <p>①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他</p> <p>(2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。</p> <p>2 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。</p> <p>3 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を 実施した照査技術者自身による報告を原則とする。また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>4 会議等経費 「業務確認会議」に必要な経費については現行での初回打合せ経費に、「合同現地踏査」に必要な経費については現行歩掛での現地踏査経費に含まれている。 「照査の確実な実施（最終打合せ）」の照査技術者自身による報告に必要な経費は最終打合せ経費に含まれている。</p> <p>5 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p>	

項 目	内 容	備考
<p>第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条</p> <p>第5章 打合せ等 (打合せ) 第5-1条</p> <p>第6章 成果物 (成果物) 第6-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第6-2条</p>	<p>6 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。</p> <p>2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。</p> <p>3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また初回及び最終回の打合せについては管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(設計計画検討段階) 第3回 中間打合せ(仮設計画検討段階) 第4回 中間打合せ(施工計画作成段階) 第5回 中間打合せ(報告書(案)作成後) 最終回 成果物とりまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>本業務は、電子納品対象業務とする。</p> <p>成果物は、「設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編」に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部 (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p> <p>なお、書面における署名又は捺印の取扱い等については、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県安城市大東町22-16 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所</p>	

項 目	内 容	備考
(図面の提出) 第6-3条	図面を作成する場合は、「電子化図面データの作成要領（案）電気通信設備編」に基づいて作成するものとする。	
(写真の提出) 第6-4条	写真を添付する場合は、「電子化写真データの作成要領（案）」に基づいて作成するものとする。	
第7章 技術提案の履行 (技術提案の履行) 第7-1条	<p>技術提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い履行を徹底するものとする。</p> <p>1 業務計画書提出段階 業務計画書提出段階には、技術提案の内容を業務計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。 なお、対外協議、交渉等、受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに監督職員と協議するものとする。</p> <p>2 業務完了検査段階 業務完了検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに検査職員に履行の確認を受けるものとする。</p>	
第8章 契約変更 (契約変更) 第8-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 2 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 3 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 4 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 5 履行期間の変更が生じた場合。 6 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。 7 その他。</p>	
第9章 定めなき事項 (定めなき事項) 第9-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

【別紙】

作業項目内訳表

設計業務

I. 業務対象施設

施設項目	規格等	数量
北部幹線併設水路	分流工 (3.82m ³ /s) 併設水路サイホン工 (3.82m ³ /s) 飯野川放水路 (6.89m ³ /s) 飯野川放水工 (6.89m ³ /s) 飯野B分水工 (0.035m ³ /s) 西中山B分水工 (0.05m ³ /s) 舞木B分水工 (0.027m ³ /s) 西B分水工接続水路 (DCIP管 φ700) 合流工 (3.37m ³ /s) 猿田分水工代替施設 (0.0025m ³ /s)	1箇所 L=54.3m (路線変更前) L=54.4m (路線変更前) L=44.1m (路線変更前) 1箇所 1箇所 1箇所 L=1,009.8m 1箇所 1箇所

II. 作業項目、作業内容及び作業数量

II-1. 分流工補足設計

作業項目	作業内容	作業数量	備考									
1. 資料の検討	補足設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1式										
2. 設計計画 (1) 型式、規模及び構造等の検討	令和4年度北部幹線併設水路分流工実施設計業務で検討した構造について次の点を検討し、型式、規模、構造及び仮設計画を決定する。 ①水槽形状・寸法の精査による分水構造の最小化 ②仮廻し水路を必要としない効率的かつ経済的な施工 ③本線遮断工及び接続用締切工の構造精査による断水回数 の最小化	1式										
3. 水理計算	検討した施設構造により水理計算を行う。	1式										
4. 構造検討 (1) 構造計算	各断面についての詳細構造計算を行う。 構造計算に必要なレベル2地震動については、タイプI、タイプIIともに、実施設計図書に記載の「工学的基盤における非定常地震動の統計的予測プログラム(EMPR)」により求められた工学的基盤波を使用するものとし、地震力の設定については、「周波数依存性を考慮した等価ひずみによる地盤の地震応答解析プログラム(FDEL)」により求められたものとする。 なお、用水切り替え仮設構造物については、耐震性を求めないものとする。	1式										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">レベル2地震動</th> <th>データ数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>東海・東南海・南海連動型</td> <td>1 (貸与)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>猿投-高浜断層帯</td> <td>1 (貸与)</td> </tr> </tbody> </table>		レベル2地震動		データ数	タイプ1	東海・東南海・南海連動型	1 (貸与)	タイプ2	猿投-高浜断層帯	1 (貸与)		
レベル2地震動		データ数										
タイプ1	東海・東南海・南海連動型	1 (貸与)										
タイプ2	猿投-高浜断層帯	1 (貸与)										
(2) 構造図作成	構造一般図、構造詳細図、配筋図、鉄筋加工図等を修正する。	1式										
5. 土工図作成	施工法区分(単価区分)毎の切盛土量、法長、敷地幅等詳細図を修正する。	1式										

作業項目	作業内容	作業数量	備考
6. 数量計算	土工、コンクリート、鉄筋、型枠、仮設工材料等の詳細数量計算を修正する。	1式	
7. 施工計画	工程計画、施工の順序、方法や主要仮設等の詳細計画図を修正する。	1式	
8. 概算工事費積算	概算工事費を修正する。	1式	

II-2. 併設水路サイホン工補足設計 (パイプライン)

作業項目	作業内容	作業数量	備考									
1. 資料の検討	補足設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。(飯野川放水路、飯野川放水工、飯野B分水工を含む。)	1式										
2. 設計計画 (1) 基本条件の検討	図面に示した路線変更案を精査・確定し、水理構造条件を決定する。	1式										
3. 水理計算	検討した施設構造により水理計算を行う。	1式										
4. 構造計算	各実施断面について内外圧に対する詳細構造計算を行う。 構造計算に必要なレベル2地震動については、タイプI、タイプIIともに、実施設計図書に記載の「工学的基盤における非定常地震動の統計的予測プログラム(EMPR)」により求められた工学的基盤波を使用するものとし、地震力の設定については、「周波数依存性を考慮した等価ひずみによる地盤の地震応答解析プログラム(FDEL)」により求められたものとする。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">レベル2地震動</th> <th>データ数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>東海・東南海・南海連動型</td> <td>1 (貸与)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>猿投-高浜断層帯</td> <td>1 (貸与)</td> </tr> </tbody> </table>	レベル2地震動		データ数	タイプ1	東海・東南海・南海連動型	1 (貸与)	タイプ2	猿投-高浜断層帯	1 (貸与)	1式	
レベル2地震動		データ数										
タイプ1	東海・東南海・南海連動型	1 (貸与)										
タイプ2	猿投-高浜断層帯	1 (貸与)										
5. 構造図作成	各タイプの構造詳細図及び異形管構造詳細図等を修正する。	1式										
6. 附帯施設構造図作成	流量計室及び排水ピットの構造一般図、構造詳細図等を修正する。	1式										
7. 平面縦断図作成	詳細の平面縦断図、管割図を修正する。	1式										
8. 土工図作成	施工法区分毎の土工数量等を記入した土工図を修正する。(飯野川放水路、飯野川放水工、飯野B分水工を含む。)	1式										
9. 数量計算	土工、コンクリート、鉄筋、型枠、管体、附帯工、仮設工材料等の詳細数量計算を修正する。	1式										
10. 施工計画	工程計画、施工の順序、方法や主要仮設等の詳細計画図を修正する。(飯野川放水路、飯野川放水工、飯野B分水工を含む。)	1式										
11. 概算工事費積算	概算工事費を修正する。(飯野川放水路、飯野川放水工、飯野B分水工を含む。)	1式										

II-3. 飯野川放水路補足設計

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 設計計画 (1) 基本条件の検討	図面に示した路線変更案を精査・確定し、水理構造条件を決定する。	1式	

作業項目	作業内容	作業数量	備考									
2. 水理計算	検討した施設構造により水理計算を行う。	1式										
3. 構造計算	<p>各実施断面について内外圧に対する詳細構造計算を行う。</p> <p>構造計算に必要なレベル2地震動については、タイプⅠ、タイプⅡともに、実施設計図書に記載の「工学的基盤における非定常地震動の統計的予測プログラム(EMPR)」により求められた工学的基盤波を使用するものとし、地震力の設定については、「周波数依存性を考慮した等価ひずみによる地盤の地震応答解析プログラム(FDEL)」により求められたものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">レベル2地震動</th> <th>データ数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>東海・東南海・南海連動型</td> <td>2(貸与)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>猿投-高浜断層帯</td> <td>2(貸与)</td> </tr> </tbody> </table>	レベル2地震動		データ数	タイプ1	東海・東南海・南海連動型	2(貸与)	タイプ2	猿投-高浜断層帯	2(貸与)	1式	
レベル2地震動		データ数										
タイプ1	東海・東南海・南海連動型	2(貸与)										
タイプ2	猿投-高浜断層帯	2(貸与)										
4. 構造図作成	各タイプの構造詳細図及び異形管構造詳細図等を修正する。	1式										
5. 平面縦断図作成	詳細の平面縦断図、管割図を修正する。	1式										
6. 数量計算	管体等の詳細数量計算を修正する。	1式										

Ⅱ-4. 飯野川放水工補足設計

作業項目	作業内容	作業数量	備考									
1. 設計計画 (1) 基本条件の検討	図面に示した路線変更案を精査・確定し、水理構造条件を決定する。	1式										
2. 水理計算	検討した施設構造により水理計算を行う。	1式										
3. 構造計算	<p>各実施断面について内外圧に対する詳細構造計算を行う。</p> <p>構造計算に必要なレベル2地震動については、タイプⅠ、タイプⅡともに、実施設計図書に記載の「工学的基盤における非定常地震動の統計的予測プログラム(EMPR)」により求められた工学的基盤波を使用するものとし、地震力の設定については、「周波数依存性を考慮した等価ひずみによる地盤の地震応答解析プログラム(FDEL)」により求められたものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">レベル2地震動</th> <th>データ数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>東海・東南海・南海連動型</td> <td>2(貸与)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>猿投-高浜断層帯</td> <td>2(貸与)</td> </tr> </tbody> </table>	レベル2地震動		データ数	タイプ1	東海・東南海・南海連動型	2(貸与)	タイプ2	猿投-高浜断層帯	2(貸与)	1式	
レベル2地震動		データ数										
タイプ1	東海・東南海・南海連動型	2(貸与)										
タイプ2	猿投-高浜断層帯	2(貸与)										
4. 構造図作成	各タイプの構造詳細図及び異形管構造詳細図等を修正する。	1式										
5. 平面縦断図作成	詳細の平面縦断図、管割図を修正する。	1式										
6. 数量計算	管体等の詳細数量計算を修正する。	1式										

Ⅱ－５．飯野B分水工補足設計

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 設計計画 (1) 基本条件の検討	図面に示した路線変更案を精査・確定し、水理構造条件を決定する。	1式	
2. 水理計算	検討した施設構造により水理計算を行う。	1式	
3. 構造図作成	構造一般図、構造詳細図等を修正する。	1式	
4. 数量計算	土工、コンクリート、附帯施設等の詳細数量計算を修正する。	1式	

Ⅱ－６．西中山B分水工補足設計

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 構造図作成	図面に示した吸水槽構造案を精査・確定し、構造詳細図等を修正する。	1式	
2. 数量計算	土工、コンクリート、鉄筋、型枠、管、附帯工等の詳細数量計算を修正する。	1式	
3. 概算工事費積算	概算工事費を修正する。	1式	

Ⅱ－７．西B分水工接続水路補足設計

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 資料の検討	補足設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1式	
2. 土工図作成	施工法区分毎の切盛土量、法長、敷地幅等詳細図を作成する。	1式	
3. 施工計画	令和5年度北部幹線併設水路合流工ほか実施設計業務で検討された概略の施工計画を参考に、工程計画、施工順序、方法や主要仮設等の詳細計画及び図面を作成する。	1式	
4. 数量計算	土工、コンクリート、鉄筋、型枠、管、附帯工、仮設工、材料等の詳細数量計算を行う。	1式	
5. 特別仕様書	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	1式	
6. 概算工事費積算	概算工事費を算定する。	1式	

Ⅱ－８．舞木B分水工実施設計

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1式	
2. 設計計画 (1) 型式、規模及び構造の検討	北部幹線併設水路運用中における新舞木第一揚水機場及び旧舞木第一揚水機場への配水方法について検討し、型式、規模及び構造を決定する。詳細実測資料に基づく水理構造条件を決定する。	1式	
3. 水理計算	検討した施設構造により水理計算を行う。	1式	
4. 構造検討 (1) 構造計算	各断面についての詳細構造計算を行う。	1式	
(2) 構造図作成	構造一般図、構造詳細図、配筋図、鉄筋加工図等を作成する。	1式	

作業項目	作業内容	作業数量	備考
5. 土工図作成	施工法区分（単価区分）毎の切盛土量、法長、敷地幅等詳細図を作成する。	1式	
6. 数量計算	土工、コンクリート、鉄筋、型枠、仮設工材料等の詳細数量計算をする。	1式	
7. 施工計画	工程計画、施工の順序、方法や主要仮設等の詳細計画図を作成する。	1式	
8. 概算工事費積算	概算工事費を算定する。	1式	

II-9. 合流工流量調整弁補足設計

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 資料の検討	補足設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1式	
2. 設計計画 （1）型式、規模及び構造の検討	令和5年度北部地域水管理システム実施設計業務を参考に、北部幹線併設水路を小流量で常時利用するための流量調整弁の構造等を検討する。	1式	
3. 水理計算	検討した施設構造により水理計算を行う。	1式	

II-10. 猿田分木工代替施設基本設計

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 資料の検討	猿田分木工代替施設として溪流取水工の検討にあたり、基本設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握し、作業計画を樹立する。	1式	
2. 設計計画 （1）位置の検討	河状及び水路計画より2～3点選定し、比較検討のうえその中から1点を決定する。	1式	
（2）型式の検討	堰の型式、取水方法、基礎、止水、ゲート型式、操作方法を決定する。	1式	
3. 水理計算 （1）流入口の検討	流入口の水理計算を行う。	1式	
（2）取水工	取入れ口の水理計算を行う。	1式	
4. 構造計算 （1）流入口	流入口の標準的な1タイプについて構造計算を行う。	1式	
（2）取水工	取水工の標準断面について構造計算を行う。	1式	
5. 設計図作成 （1）一般図	溪流取水工の計画一般平面図、平面図、正面図、標準断面図を作成する。	1式	
（2）取水工	取水工の一般構造図を作成する。	1式	
6. 仮設計画	仮設関係の概要図を作成する。	1式	
7. 数量計算	土工、コンクリート等主要な数量を計算する。	1式	
8. 施工計画	仮締切、工程計画等の概略の施工計画を作成する。	1式	
9. 概算工事費積算	主要な数量及び事例等による単価で概略工事費を算出する。	1式	

Ⅱ-11. その他

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 現地調査	Ⅱ-1～Ⅱ-10の設計に必要な調査を行う。	1式	
2. 総合検討	Ⅱ-1～Ⅱ-10の各作業について、総合的に検討を行い、留意点等を取りまとめる。	1式	
3. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	
4. 点検取りまとめ	成果物の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	1式	
5. 公開用成果品作成	作成した報告書を基に公開用成果品を作成する。	1式	